

●香川県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の種類
	変更前	変更後		
平成22年 4月1日	すばる訪問介護 東かがわ市松原1011 番地2	すばる訪問介護 東かがわ市馬篠333 番地14	特定非営利活動法人 すば る 東かがわ市馬篠333番地14	訪問介護 介護予防訪 問介護